

被災者生活支援

現地の課題と生活支援本部の取組（分類）

次のような項目に分けて、現地の課題に対し、取り組んでいます。

I 避難者等支援

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. 物資の配送	<p>必要な量・品目が届いていないところがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場まで届くのが遅れている。 ・長期化による品目の変化 <p>〔 県や市町村による調達と配送が困難 〕</p>	<p>【調達計画を作り、実行中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な物資の計画的配送 ・専門家による物流の改善 <p>〔 現在は、政府（生活支援本部）が代行しているが、今後、順次、災害救助法の枠組み（県による調達配送）へ移行させる。 〕</p>
2. 避難所等における生活改善	<p>物資以外の支援が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の生活環境改善 <p>〔 生活インフラ、下着と洗濯、プライバシー保護、医師・看護師・保健師の巡回、薬、入浴、トイレ、ごみ処理 等 〕</p>	<p>【方針を決定し、順次実行中】</p> <p>1. ニーズの把握</p> <p>(1) 客観的に 定点観測（2か所×3県）と全避難所の要支援度の把握</p> <p>(2) 個別に 災対本部現地事務局による聴取 等</p> <p>2. 対策</p> <p>(1) 必要なところに重点的に対策</p> <p>(2) 特に対策の必要なところ</p> <p>3. 改善状況の確認</p> <p>上記1.(1)により、全避難所の改善状況も確認する。</p>
	個別事項（略）	<p>1. 各省において取り組み中。</p> <p>2. 本部では、必要事案の調整・解決・指示をしている。</p>

3. 必要な情報の提供	情報の不足	【内閣広報官と協力し、充実中】 被災者に必要な情報の提供を、官邸HP、壁新聞等政府広報を通じて、また、マスコミの協力を得て行う。
4. 二次避難対策	1. 住民の誘導 ①公営住宅等への移住 ②旅館等への一時避難 2. 仮設住宅の建設	【順次実行中】 1. 県の対策への支援 2. 仮設住宅検討会議（3月28日発足）
5. 原発事故被災者	一般被災者と違った配慮が必要な面も。	【原子力被災者支援チームと協力して実施】 1. 基礎データの把握 2. 対策の実行

II 復旧に向けて

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. インフラ等の早期復旧	1. 被害・復旧状況の把握 2. 公共インフラ等の応急復旧	【各省において取組中。生活支援本部で整理した各省の数字を官邸HP等で公表予定】 (1) 交通等 (2) ライフライン (3) その他インフラ 【自治体の意向を尊重しつつ、政府全体の取組が必要】 (1) 災害廃棄物処理検討会議（3月21日発足） (2) 仮設住宅検討会議（3月28日発足） (3) 復旧対策検討会議（3月29日発足）
2. 生活の再建	住民生活の再建	【自治体の意向を尊重しつつ、政府全体の取組が必要】 (1) 就労推進会議（3月28日発足） (2) 生業支援

Ⅲ 対策のための基盤の充実

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. 市町村機能の回復	1. 役場機能の回復 2. 役場を移転した市町村への支援	【総務省が中心となって、役場を支援】 1. 人的支援等 総務省職員の派遣、国家公務員の派遣、地方公務員の派遣のあっせん 等 2. 相談窓口等 ・総務省と生活支援本部に窓口を作って、相談に応じている。 ・役場を区域外に移転した8町村と国との連絡手段を確保するため、パソコンや携帯電話端末の配備を進めている。 ・福島県による避難者の所在確認のためのコールセンターの設置（予定）を広報する。
2. 政府内での対策強化		1. 生活支援本部における各府省との連携強化 ・府省連絡会議による情報共有・連携 ・特定テーマについて府省間連携（各種検討会議で対応（Ⅱ参照）） 2. 地方公共団体との連携 生活支援本部に地域班を設置し、災対本部現地事務局及び県（ホットライン設置）と連携を密にして、自治体を支援している。 3. 国民に向けての広報の強化 官邸 HP 等を充実中